

仔牛の生産と流通に關する若干の考察

櫻 井 正

〔はしがき〕 昭和二六年一月に、竹市研究員と共同で鳥取縣における和牛についての調査を實施した。その趣旨は和牛の流通問題を主として、これとの関連で和牛飼養經營をみることであつた。調査の都合で因幡三郡を主とし、家畜市場、畜産組合、飼養農家を調査對象とし、さらに縣畜産課、農林省鳥取統計調査事務所にて資料を蒐集した。本稿は一應これを取纏めてみたものである。

一 鳥取縣産犢の取引

大正一四年に役肉牛の犢を府縣外に移出せる頭數五、〇〇〇内外を數えたものは大分・兵庫・廣島・鳥取四縣であつた（畜産彙纂第九號「本邦内地ニ於ケル朝鮮牛」より）。また最近の統計によると、昭和二四年に役肉牛の生産頭數一五、〇〇〇を越えたのは、鹿兒島・兵庫・岡山・廣島・島根・熊本・鳥取・大分の諸縣であるが、滿一八ヵ月以上の牝牛頭數に對する生産頭數の割合は、このうちでは鳥取と島根の二縣に大である。つまりこの二縣に蕃殖牝牛割合が高いことになり、和牛犢の生産縣ということが出來よう。鳥取縣より縣外に移出せられる犢は、生産頭數の七割、家畜市

場賣買頭數の八〇九割を占めていた。例えば昭和一三年に於て生産頭數一九、三六〇頭、家畜市場にて賣買されたもの一六、六六六頭、縣外に移出せられたものが一四、〇二二頭で、昭和二四年には生産頭數一七、七二〇頭のうち、一二、九八六頭が縣外に移出された（鳥取縣畜産課資料より）。鳥取縣の和牛飼養は、犢の生産と移出に立脚していることになる。

(1) 市場取引の發展

鳥取縣には古くから因幡牛、伯耆牛と稱する在來種が飼育され、寛延二年（一七四九年）には因幡國に六、三七九頭、伯耆國に一三、四九五頭飼育されていたし、明治一四年には三六、六一九頭を數えた（『鳥取縣史』より）。その後大正元年に五二、〇〇〇頭、昭和元年に三七、〇〇〇頭、同一五年に四八、〇〇〇頭、現在もほぼ同數である。

かくの如き歴史をもつために、牛の取引には因習があり、地方の馬喰が自己の營業區域内の牛馬の賣買交換の仲介者となつて牛馬商人の來るのを待つて取引し、當事者間の直接取引を許さなかつた。もつともその半面牛馬の補充、疾病、其他の異變に對して農家に便益を提供したので、農家にはこれを徳とし、便利とする習慣があつた。明治三〇年三月家畜市場取締規則を發布し、鳥取市ほか五カ所を指定して市場の開設を許可し、一市場に取締人三名以上を置き、入場牛馬の產地、種類、年令、惡癖、疾病等の有無を明らかにし、賣主より買主への證明書を與えることにした。明治三八年には市場開設を出願するものにこの開設を許可し、同年二月犢駒賣買取締規則を發布し、産牛馬組合は家畜市場取締規則に依り、犢駒の定期せり市場を設け、縣内産出の犢駒は總べてこれをせり賣するか、または評價を受けることに定めた。明治四四年二月家畜市場法施行以來市場も多くなつたが、市場利用が徹底しなかつたため、

大正四年八月畜産組合法によつて改組せられた畜産組合の經營に移すことを縣當局が勧めて、次第に組合經營に移つていつた。かくて畜主と市場經營者との意志疏通がよくなり、牛馬商との連絡も良好となり、取引が圓滑に行われるようになった（昭和十一年「鳥取縣の畜産」鳥取縣經濟部）。

取引の圓滑を期し、買手の信用を得るためには、何らかの標準化及び資質の改良が行われなければならない。さきに縣内産出の犢駒は總べてこれをせり賣するか、評價を受けることに定めた、犢駒賣買取締規則が出されたが、和牛の品種改良とあいまつて、昭和一〇年因伯牛犢生産検査規則が縣令として發布された。因幡牛、伯耆牛と稱された在來種は、ブラウンスイス種を輸入、交配することによつて、因伯牛と稱せられる和牛を造成して來たのであつたが、その特長は早熟早肥であること、および役肉兼用であること、とされた。因伯牛犢生産規則には、犢駒賣買取締規則により、犢賣又は評價せられるものは生産検査を受くべきこと、検査員は犢の血統、毛色、特徴、父母の登録の種類番号、その他参考となるべき事項を犢生産検査票に記入し畜産組合長に送付すべきこと、畜産組合長は市場においてせり賣又は評價に附するとき犢生産検査票の要點を周知せしむべきこと、などが規定せられた。かくて昭和一〇年以降縣内産犢（縣外産たることを確認し得ざるものも含む）は、生産検査を受け、その結果の要點を市場に於て周知せしめて、せり賣又は評價に附せられることになつた。

戰後になつて、仔畜生産検査條例、家畜市場條例、犢駒賣買取締條例、家畜市場條例施行規則などが出されたが、犢駒の取引に關しては一層明確に規定せられている。仔畜生産検査條例にあつては次の如くである。その目的は、仔畜生産の實態を把握して改良増殖の基礎とし、本縣仔畜の聲價昂揚を期することである。生後滿一年に滿たない牛馬は検査を受けねばならず、検査を受けない仔畜は、これを賣買交換、もしくは譲渡することができない。仔畜生産檢

査票には黒毛和種犢にあつては失格、損微を調査して記入しなければならぬし、検査を受けないで賣買、交換、譲渡した場合、および検査に應じない場合には罰則を附してある。犢駒賣買取締條例にあつては次の如くである。果内産の犢駒は家畜市場に於てせりに附したものでなければ、賣買又は交換してはならないこと、出産後百二十日に充たない犢駒はせりに附することが出来ないこと、そしてそれらに違反した者の罰則などが規定されている。

このような犢の市場取引の發展策を反映して、犢の市場賣買が盛んになつた。犢生産頭數、家畜市場入場頭數及び同賣買頭數の、昭和八年を一〇〇とする指數の推移をみると大正七年より昭和元年に至る間の入場頭數及び賣買頭數は、生産頭數の變化に比して大きく、しかも市場取引も振わなかつた。昭和一〇年以降は市場賣買頭數も入場頭數も生産頭數の増加に比して著しく伸びて行つた（第六圖參照）。これはさきに述べた昭和一〇年の因伯牛犢生産規則の發布によるものと思われる。昭和八年の市場入場頭數及び同賣買頭數の生産頭數に對する割合は、それぞれ八三%、五八%であつたから、それ以降繼續してその割合を高め、特に賣買頭數に於て著しいことを理解することが出来る。これに關連して和牛飼養頭數及びそのうちの牝牛頭數の推移を見たが、牝牛頭數は昭和一〇年頃より以降總頭數よりも増加率が大で、昭和八年に總數における牝の割合は七五%であつたが、この割合は一層高まつて、犢生産により重點が指向されて行つたことを思わせるものがある。

(2) 犢の移出先

鳥取縣八頭郡では、家畜市場の開設を見なかつた明治二五・六六年頃に牝犢の二割・二割五分は母牛の更新用として残り、他は紀州・泉州に移出されたと言われる。また大正年間になつて牝は奈良・岐阜県等に出るようになり、昭和一〇年には群馬・愛知・茨城の諸縣に移出されたという（八頭郡畜協にて聴取）。

第1表 鳥取縣産犢の地方別移出頭数

地方別	移 出 頭 数				昭和9年 に対する 昭和13年 の増減	昭和13年 に対する 昭和25年 の増減	昭和9年 に対する 昭和25年 の増減			
	昭 9	和 年	昭 13	和 年				昭和25年牝牡別		
北海道	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭			
東 北	492	999	479	牝 339 牡 140	+	507	- 520	- 13		
北 陸	262	973	1,058	牝 631 牡 427	+	711	+	85	+	796
東 山	1,371	3,049	4,733	牝 423 牡 4,310	+	1,678	+	1,684	+	3,362
東 海	1,939	2,490	1,735	牝 658 牡 1,077	+	551	-	755	-	204
近 畿	3,463	3,524	3,372	牝 1,842 牡 1,530	+	61	-	152	-	91
中 国	1,551	1,459	1,461	牝 605 牡 856	-	92	+	2	-	90
四 国	-	774	1,377	牝 601 牡 776	+	774	+	603	+	1,377
九 州	132	743	135	牝 96 牡 39	+	611	-	606	+	5

地方別は『有畜農業経営調査報告』の区分による。

東山： 茨城・群馬 栃木・山梨・長野・岐阜

東海： 埼玉・千葉・東京・神奈川・静岡・愛知・三重

さきに見たように、鳥取縣の産犢の大多數は縣外に移出された。犢の移出先を地方別に見ると、昭和一三年頃から、東山地方への移出が著しく増して來たことである（第一表）。その大部分は群馬・岐阜二縣への牝犢の移出によるもので、特に群馬に多い。之に反し近畿地方には古くから多數移出せられていたが、牝犢が多く、移出先は大阪・和歌山・兵庫などで、特に大阪への移出が多い。その他では、山形・福島二縣への牝、三重縣への牝牡、静岡への牝、富山・石川への牝牡、廣島への牝、岡山への牝牡、滋賀への牝、香川への牝、徳島への牝、等の移出が目立つてゐる。

かりに、昭和九年、一三年、及び二五年における移出先及び移出頭数が正常な地方別需要を示したものと考えれば、昭和一三年は昭

和九年に比して中國（鳥取を除く）・近畿・北海道を除けば何れの地方も需要増で、とくに東山・四國・北陸地方に増加が大であり、昭和二五年は昭和一三年に比して、東山・四國地方に需要増加が著しい。また、昭和二五年を昭和九年に比較すれば、東山・四國・北陸地方に需要増が見られる。これらを府縣別に見ると、東山地方の需要増は群馬・岐阜兩縣によつて代表せられ、四國地方のそれは徳島・香川兩縣に、北陸地方のそれは富山・石川兩縣によつて代表せられていると見てよい。

(3) 犢のせり

縣統計によると、鳥取縣における犢せり市場數は明治四二年に一七であつたが、現在二二を數えており、最も多かつたのが昭和六、七年の二六であつた。一市場平均の年間入場頭數は四〇〇頭乃至一、〇〇〇頭であつた。現在ある家畜市場はすべて郡單位の畜産農業協同組合の經營にかかるものであり、各郡に二、三の犢せり市場があり、いずれも三、四月市、六、七月市、九月市、及び一二月市の年四回に二、四日連續してせり市が開催されている。

せりは、練達のせり人が底値から次第にせり上げて行き、最後まで人さし指を出し續けて買い氣を示したものに落されるが、犢の入退場も敏速に行われているので、二〇〇頭を二時間餘で終つてしまうのが一般である。買手は購買豫定數に應ずる現金を豫納しておいてせりに参加し、せり落したら自己の番号札を明示することになっている。農協などの場合には信用取引も行われている。賣手はいずれも生産農家であり、せり落ちた價格の九一〇%は郡畜協に納められ、残りは農協預金に振込まれる。郡畜協へ納められるのは、半分は種付料、他の半分は市場手数料である。種付料はせり價格の五%となつている。したがつて郡畜協の經濟的基礎も確立している。また農家が販賣を欲しない

第2表 家畜市場における牝の取引

			氣高郡濱村市場			八頭郡船岡市場		
買手の區分			(昭和26年12月17,18日)			(昭和26年12月14, 15, 16日)		
			買手数	頭數	1人當	買手数	頭數	1人當
縣内 縣外 別	縣内	商人	—	—	—	31	84	2.7
		村又は團體	—	—	—	7	12	1.7
		小計	18	50	2.8	38	96	2.5
	縣外	商人	22	209	9.5	36	379	10.5
		村又は團體	6	76	12.7	10	159	15.9
		小計	28	285	10.2	46	538	11.7
合計		46	335	7.3	84	634	7.5	
購買頭數別	10頭以上	15	239	* 16.0	23	433	** 18.8	
	5〜9頭	7	49		16	107		
	3〜4頭	8	27		14	51		
	1〜2頭	16	20	—	31	43	—	
	合計	46	335	—	84	634	—	

*最多25頭，縣内商人1例16頭。 **最多46頭，縣内商人事例なし。

八頭郡船岡市場 (昭和26年12月14, 15, 16日)

買手の区分		買手数	牝牢頭數	1人當	牢牢頭數	1人當	最多
牢、牢牢別	牢 牢 10頭以上	7	121	15.9	22	3.0	牢 45
	うち商人以外	3	72	24.0	5	1.6	牢 —
	牢 牢 10頭以上	13	32	2.5	235	18.0	牢 29
	うち商人以外	4	2	0.5	56	14.0	牢 —
	牢牢のみ2頭以上	21	93	4.4	—	—	牢 11
牢牢のみ2頭以上		13	—	—	154	11.9	牢 26

ものは、評價されるか、本人がせり落すことになつてゐる。評價は評價委員によつて行われる。

昭和二六年の一二月市における濱村市場(氣高郡)、船岡市場(八頭郡)の事例をみると、次の諸點をうかがうことが出来る(第二表)。

(イ) 縣外買手による購買頭數が多く、一人當の購買頭數も遙かに多いこと。なお縣外買手は商人に

よるものが多いが、一人當購買頭數では村又は團體によるものが多い。しかし縣内の場合は寧ろ一人當購買頭數は商人に比しても少いように思われる。

(四) 一〇頭以上の買手と、一〇頭以上の買手が多くて、その中間のものは必ずしも多くなく、一〇頭以上の買手による購買頭數が、取引頭數の約七割を占めて圧倒的に多いこと。なお一〇頭以上の買手は殆ど縣外のものである。

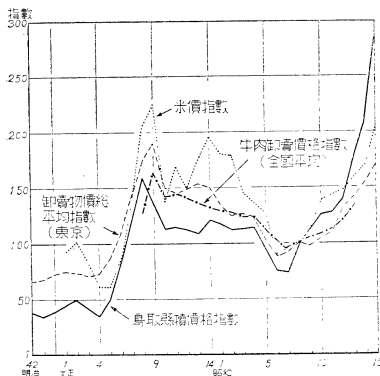
(イ) 買手はそれぞれ牝犢及び牡犢の購買に専門化の傾向が見られ、特に牡犢にその傾向が大きいこと。つまり牡犢を多數買う買手が多く、一人當購買頭數も牝犢のそれに比して多く、且つ牡犢のみの買手の一人當購買頭數は牝犢のそれに比して遙かに多いことから、牡犢の買手がより専門化傾向が大と見られる。また牝犢を多數買うものとして村又は團體などの購買が一人當購買頭數を多くしているが、牡犢の場合はそれほどでない。

郡畜産農業協同組合の市場經營についての關心は、縣外販路の維持開拓で、なるべく多くの買手を集めることであり、これがため犢の發送、その他のサービスを改善することである。また家畜商人の浮沈がはげしいので、絶えずその信用狀況を把握して置くことも重視される、

二 犢のせり價格と需給との關係

(1) 犢のせり價格の變動

鳥取縣の家畜市場における犢賣買價格を明治四二年よりみてみると、價格變動が激しいことが解る(第1圖)。しか



第1圖 價格指數の推移

しこの間の物價變動も同様に激しいゆえ、ここでは卸賣物價總平均指數、米卸賣價格、及び牛肉卸賣價格との關連をみることにする。

〔物價〕及び米價との關連

鳥取縣家畜市場賣買

價格の昭和八年を一〇〇とする指數と、東京卸賣價格總平均指數(日銀指數)の昭和八年指數を一〇〇として換算した物價指數との動きを對比してみると、その變動様相は非常によく似ている。同じく昭和八年を一〇〇とする米價指數と犢價格指數とを對比してみると、兩者間の相似は「物價」と犢價格間に見られたほどではない。物價變動と米價變動とは密接な關係にあるから、これも程度の差のみである。

すなわち、犢のせり價格は、農產物價格の大宗をなす米價の動きを反映して變動もするが、それよりも寧ろより強く、「物價」を反映して變動するものと思われ、換言すれば經濟界の好不況に應じてその時の物價水準に落着く如く決定される。またこのことから、犢せり價格はより、強く買手價格であることが推察される。これは、市場範圍が廣いこと、買手が商人であることなどから、理解されるであらう。

〔牛肉卸賣價格との關連〕

牛肉卸賣價格全國平均(『畜產提要』より)の昭和八年を基準とする指數の變動を見る

と、物價指數變動との相關が大であるから犢價格指數との相關が大であるのは當然であるが、この期間（大正八年）昭和（一三年）のみでは、とくに牛肉價格と犢價格との相關が大であるかどうか分明でない。

〔犢の購買力の變動〕

犢のせり價格は物價變動の波の中にある。したがつて、その時の物價に對して相對的に高かつたか、安かつたかを示す犢の購買力指數を作成して、その變動様相をみることによつて犢獨自の價格變動をうがうことにする。すなわち物價變動を除去した、犢の價格の動きをみるわけである。このために、犢價格指數を東京卸賣價格總平均指數（いずれも昭和八年基準）で除して、昭和八年を一〇〇としたものを犢の購買力指數とした。昭和八年を基準としたのは、計算上の便宜のためで、指數の大きさは此の場合問題でなく、問題なのはその變動様相、すなわち上昇又は下降の傾向及びその曲線のX軸（年次）に對する角度などである。米や牛肉と雖も物價變動の波の中にあることは勿論で、兩者についても同様な計算で指數を作成した。

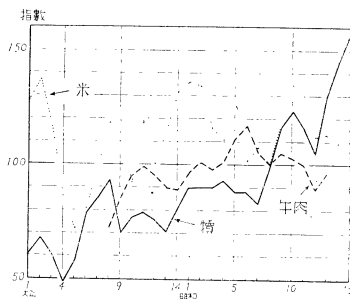
すると、三者とも七、九年を週期とする變動をなしていたことを觀察することが出来る（第2圖）。すなわち、犢・米・牛肉のこれら農産物卸賣價格は、この期間に、大正二、八、九年、同年、昭和元年、同年、昭和九年の期間を週期とする景氣變動をもつたと言ふことが出来る。もし一樣に八年を週期とする變動をもつたとして、八カ年移動平均指數をとつてみると、そのトレンドは米・牛肉・犢の順序の如く次第にその上昇率が大となる（第3圖）。とくに昭和四、五年以降の犢購買力指數のトレンドは急速に上昇している。このことから、犢の價格は、米價に對しては勿論、牛肉卸賣價格に對しても、相對的に上昇傾向にあつたと見ることが出来る。ただし、それだからと言つて、昭和四、五年以降の犢の購買力が絶對的に高かつたかどうかは解らない。何故なら、それ以前の犢價格が不當に安かつた、と言ふことも出来るのかも知れないからである。

(2) 需要の面からみた犢の價格

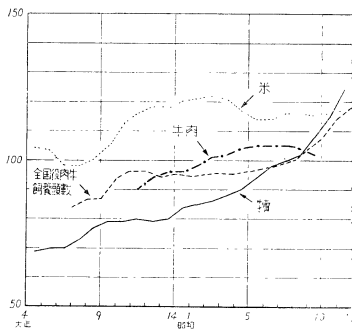
〔牛肉の需要〕

犢の價格が牛肉卸賣價格に對して相對的に上昇して來たことは、前項でみた通りである。和牛の飼ひ方に大なる變化をみないとすれば、また例えば飼料價格が下落傾向にあつたと言ふことが出来ないならば、購入犢價格の牛肉價格に對する相對的上昇傾向は、和牛飼養經營收益をより少くするはずである。それにも拘らず犢の價

仔牛の生産と流通に關する若干の考察



第2圖 犢・牛肉・米の購買力指數の推移



第3圖 購買力指數の8カ年移動平均及び
全國役肉牛飼養頭數指數

- (註) 1. 移動平均指數は昭和8年を100とする
累年指數より計算す。
2. 飼養頭數指數は昭和8年を100とする
累年指數。

格を相對的に高めて來たところの需要とは、どのようなものであらうか。それは、牛肉生産を第一義とする企業的な經營者の、犢の需要とは言えないであらう。

〔和牛飼養後進地における需要〕 鳥取縣產犢の購買力のトレンドと、全國役肉牛飼養頭數指數（昭和八年基準）とを對照してみると、昭和初期までは兩者の上昇率はほぼ等しい（前掲第3圖）。この時期までは、全國的な飼養頭數の動きが、犢の價格形成に決定的な役割を果たしたと考えてよいであらう。この飼養頭數の動きは、わが國の如き一戸一頭飼養が壓倒的に多い場合には、結局農家への和牛飼養の普及を示すものであらう。故に、全國的な和牛飼養の普及に應じて犢價格が上昇して來たのであり、この場合犢の需要度は和牛飼養頭數の動きを以て測定し得るであらう。すると、昭和初期以降の犢價格の、全國的飼養頭數の動きに對する相對的上昇傾向は、如何なる需要増によるものであらうか。昭和初期より昭和六年頃までは牛肉價格も上昇傾向にあり、犢價格の上昇傾向と併行關係にあるから、牛肉の需要が犢價格を上昇せしめた、と理解し得る（前掲第3圖）。しかし昭和七、八年以降は、牛肉價格の停滯的傾向にも拘らず、全國役肉牛飼養頭數の動きにも増して、犢の價格は相對的に上昇の傾向にあつた。

鳥取縣產犢のせり價格は、牝犢であれば大阪・福島等の買手の買い氣により、牡犢であれば群馬・岐阜等の買手の買い氣によつて高低が決定せられるという（三〇年來の練達のせり人前田氏の談）。これは、それぞれの府縣への犢の移出が多いということ、したがつてよき「お客さん」であることから當然でもあらうが、しからばそれら府縣における犢の需要はどのように推移したであらうか。買手側の府縣が、そこでの產犢では需要に追い付かぬから、犢を他縣から移入するのであつて、この需要には次の二要因が考えられる。

第一。その府縣の役肉牛飼養頭數における蕃殖に使用される種牝牛頭數の割合である。全國的にみれば、全國役肉

牛飼養頭數における種牝牛頭數の割合の上に、犢畜給の物量的バランスは一應とれてゐるわけであるが、府縣でみれば、この割合は役肉牛の飼養目的を反映したものとしてみられる。牝牛を飼養しても、畜力利用にのみ飼われるのもあり、肥育のみに飼われる場合もある。つまり、全國平均的な種牝牛頭數割合(A)に對するその府縣の種牝牛頭數割合(B)の比率が(A/B)、大であればあるほど犢の縣外依存度が大である。したがつてその府縣の犢の需要度はこの比率に比例するものと考えられる。

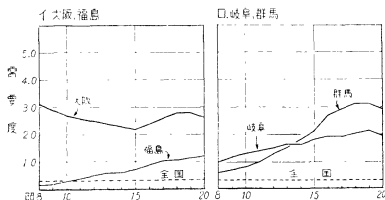
第二。その府縣の役肉牛飼養頭數の動きである。たとえ全國平均的な種牝牛頭數割合を示しても、飼養頭數の増加傾向が全國平均的なものより大であれば、縣外より犢を移入する必要がある。縣内産犢のみでも飼養頭數の増加をみる事が出来るが、その速度は急ではあり得ない。したがつて、その府縣の役肉牛飼養頭數指數(X)に對する全國役肉牛飼養頭數指數(Y)（いずれも昭和八年基準）の比率は、その府縣の犢の需要の大小を示すものと考えられる。

この二要因のみから考えた場合でも、現實には兩者の總合がその府縣の犢の需要度を示すものであり、それがせり市場におけるその府縣側の買手が示する買い氣の基盤となる。兩者を合成するために、それぞれのウェイトを考えねばならないが、ここでは次のように考えてみる。

(a)種牝牛頭數割合、すなわち蕃殖に使用された牝牛頭數の總頭數における割合は、昭和一六年度農林省統計表の農業者の飼養目的別頭數のデータより作成し、府縣によつて一定のものと思ふ。

(b)その府縣の種牝牛頭數割合が全國平均的なものであれば、その府縣飼養頭數指數(X)に對する全國飼養頭數指數(Y)の比率(X/Y)は、全國平均的需要度をとした場合の、その府縣の需要度を示す。

(c)その府縣の飼養頭數の動きが全國平均的なものであれば、全國平均種牝牛割合(A)に對するその府縣種牝牛頭數

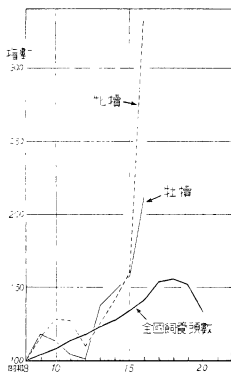


第4圖 牝の需要度

割合(B)の比率(A/B)は、全國平均的需要度をとした場合の、その府縣の需要度を示す。ただし、和牛飼養頭數一〇〇は牝生産頭數三〇・六(全國平均種牝牛頭數割合)に見合うから、ここでの需要度一は、(b)の需要度をとした場合には、〇・三〇六に相當することになり、それゆゑここでの需要度のウェイトは(b)に對して〇・三〇六となる。

(d)したがつて、ある飼養頭數の動きを示し且つある種牝牛頭數割合をもつ府縣の牝の需要度は、(b)の需要度と(c)の加重需要度との相乗積で示される。この場合の全國平均的な需要度は〇・三〇六となる。

かくして、昭和一六年當時の役肉牛飼養者の飼養目的を前提しての、牝牝需要縣たる大阪及び福岡、牝牝需要縣たる岐阜及び群馬の諸縣の牝の需要度を測定してみた(第4圖)。大阪の需要は蕃殖に使用する種牝牛頭數割合低きがゆゑのものであり、福岡・岐阜・群馬に於ては、急速な役肉牛飼養普及による牝の需要であることが示される。牝牝においては大阪、牝牝においては岐阜に於ける需要度が牝價格を左右してゐたところに、それぞれ福岡及び群馬の需要が加わり、そのため兩者の需要を基盤とする商人の買氣が牝價格をせり上げて行つたものと判斷される。昭和八年以降の年次別牝購買力指數と全國役肉牛飼養頭數指數を對照してみると(第5圖)とくに前者の上昇傾向が顯著になつたのは、昭和二三、四年以降であり、一般に牝牝價格の上昇率は牝牝のそれよりもやや低度である。



第5圖 牝牡犢の購買力指數と
全國役牛飼養頭數指數
の推移

昭和11、12年は米及び牛肉の對
物價比率も下落した農村不況の
年であつた。

ろうと思われ、和牛飼養後進地における和牛飼養の普及である。犢市場經營者は、古くからの「顧客」府縣における販路の維持と、和牛飼養後進府縣における販路の開拓とに重大な關心を拂つてゐる。

(3) 供給の面からみた犢の價格

〔生産頭數、家畜市場犢入場頭數、同犢売買頭數との關連〕

鳥取縣和牛生産頭數指數と犢の購買力指數との推移

を對照してみると(前掲第2圖と第5圖)、大正初期から昭和一〇年頃までは概ね逆の相關を示し、生産頭數多き年次には犢の購買力が低く、少き年次には高い傾向がある。また別の面からみると、購買力の高低に概ね一年の遅れを以て生産頭數の多少が見られる。家畜市場犢入場頭數、同賣買頭數と犢の購買力との關連はトレンドしては感知出来るが、年次別には明らかでない。

第3表 牝犢1頭に相當する庭先販賣米の數量

年次	精米 1 石	牝 犢 一 頭	牝 犢 一 頭 當 量 精米 石
昭和12	円 30.99	円 104	石 3.35
13	32.65	125	3.83
14	36.20	156	4.31
15	42.58	198	4.65
23	(玄米) 12,038	45,265	(玄米) 3.76
24	10,900	37,669	3.46
25	8,370	19,224	2.30

註 昭和12～15年 精米價格は、全國農業會『農村物價調査報告』全國平均。

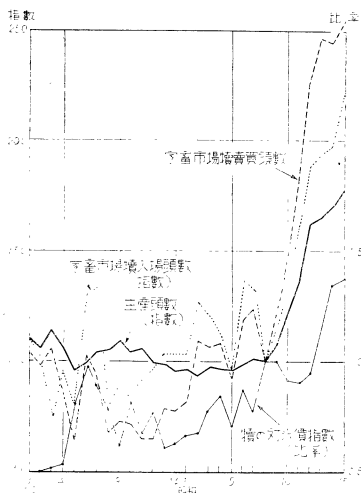
牝犢價格は、鳥取縣牝犢平均價格。

昭和23～25年 精米價格は『農林省統計表』鳥取縣自由價格。

牝犢價格は、鳥取縣牝犢平均價格。

「物價」に對してみた犢の購買力指數とそれぞれの動きとの關係より、はつきりした關係を読みとることが出来る。とくに家畜市場入場頭數、同賣買頭數との正の相關もみられる。つまり、一般的には生産頭數多き年次には價格も安く、家畜市場での賣買頭數も少く、生産頭數少き年次には價格も高く、家畜市場での賣買も多いということが出来る。以上は大正初期より昭和一〇年頃までのことであつた。また犢價格の高低に對しては、農家は一二年の遅れをもつて、生産頭數を増減して適應していることとみることが出来る。犢生産農家は、牝犢一頭が米一〇俵に相當するという尺度を

農家は「物價」に對して犢價格の高低を測るとともに、農産物價格に對してもその高低を測る。因幡三郡(岩美・氣高・八頭の三郡)では、牝犢一頭は米一〇俵に相當するものとされ、犢價格の高低を測る尺度とせられて來たという。戦前における鳥取縣の生産者米價のデータを缺くので實證することは出来ないが、これは十分納得出来ることである(第三表)。戦後にいたつて昭和二五年に犢價格はヤミ米價格に對して相對的に大幅に下落したが(ヤミ米價格が下落したがその價格に對してもなお下落した)。その後恢復して昭和二六年七月頃には牝犢一頭は四斗入俵一二俵のヤミ米に相當する價格となつた。間接的ではあるが、犢價格指數を卸賣米價指數で除して昭和八年をとした對米價指數比率を作成して、生産頭數、家畜市場入場頭數、同賣買頭數の動きと對照してみる(第6圖)。この場合、前の



第6圖 和牛生産頭数、家畜市場猪入頭数、同
賣買頭数と猪の對米價指數比率の推移

通じて猪價格の高低を測り、適應していることが推察出来る。

〔月令別・血統別價格〕 昭和二

六年一二月市における濱村市場及び船岡市場の或る一日のせり價格より、月令別・血統別價格を出してみると次の如くである。せりはそれぞれ二日及び三日間續けて行われたがたとえば初日と三日目との價格差も考えられるから、一日のみをとつた。

先ず月令別には、生後一二〇〜一四〇日のものが、それ以上のものよりもせり價格が安い。また生後一四〇〜二三〇日のものを、生れた月次によつて五、六、七月生れの三區分してみると、その間の差は平均的には認められない(第4表)。つまり個體差、血統差などが、生後経過日數よりもせり價格に影響するのであらう。

生後一二〇〜一四〇日のものと、それ以上のものに分けて、血統別にせり價格の高低をみることにする。兩市場に於て、母牛の非登録のもの又は不明のものの犢は安くせり落されたことが解るが、母牛が本登録・豫備登録(前の

第4表 月令別・血統別せり價格

I 月 令 別

市 場	月 令 別	せ り 價 格 平 均	
		牝 犢	牡 犢
濱 村 市 場 昭26.12.18	5月生れ(生後200~230日)	36,310 (8)	24,700 (3)
	6月生れ(生後170~200日)	38,840 (14)	24,410 (14)
	7月生れ(生後140~170日)	37,140 (42)	24,550 (46)
	8月生れ(生後120~140日)	33,250 (14)	20,550 (35)

II 血 統 別

市 場	母牛の登録別	5,6,7月生れ(140~230日)		8月生れ(120~140日)	
		牝 犢	牡 犢	牝 犢	牡 犢
濱村市場 昭26.12.18	本	32,850 (2)	27,350 (4)	39,100 (1)	23,600 (2)
	黒	38,090 (7)	22,600 (7)	32,900 (2)	20,200 (2)
	豫	39,100 (29)	24,600 (28)	34,400 (6)	21,000 (18)
	補	37,320 (21)	24,650 (22)	31,550 (4)	19,530 (9)
	なし又は不明	34,600 (5)	22,700 (2)	19,900 (1)	18,100 (2)
船岡市場 昭26.12.14	本	60,760 (5)	23,850 (8)	43,200 (3)	21,920 (4)
	黒	47,550 (4)	22,550 (10)	43,525 (4)	14,900 (2)
	豫	44,450 (46)	24,480 (27)	37,940 (21)	19,800 (17)
	補	39,530 (30)	21,830 (17)	39,430 (7)	17,190 (22)
	なし又は不明	33,980 (5)	17,167 (3)	-	-

(註) 1. 括弧内は平均價格を算出した頭數。

2. 登録別。

本 以前の登録規定による

豫 〃

補

黒

新登録規定による

本登録牛

豫備登録牛

補助登録牛

黒毛和種登録牛

仔牛の生産と流通に關する若干の考察

二〇四

登録規定による區分、黒毛和種登録(新しい登録規定によるもの)、登録補助牛であるかによるそれぞれの犢價格の差は、平均的なものとしては必ずしも、分明でない。船岡市場における牝犢のせり價格ではこの差を認め得るが、その他では認められない。つまり、一般には個體の發育差、失格損徴の有

無などによる價格差の方が寧ろ大きいとも言えるである。凡ゆる望ましき條件を兼備した、血統的に優秀な母牛の犢は、當然せり上げられるであらう。しかし血統的に優秀な母牛の産犢が、必ずしもせり市場で高く評價されるとは限らない。非登録母牛の犢は安くせられることから、農家は登録資格ある種牝牛を選ぶことは當然であらうが（非登録のものは少いから）、最高の價格を投じて、血統的に優秀な種牝牛を購入して犢の生産をするかどうかは解らない。牝犢のみの生産も期待されないから、牝牡の價格差も考えられねばならない。またこれら優秀な種牝牛はより集約的に飼養されるであらうから、高き經營收益を結果するとも限らない。

また買手たる商人の評価は、彼等の販賣先の需要を反映したものであつて、生産者の評價如何に拘らず自ら價值判斷を下す。共進會で一等賞の犢を三等賞のものよりも安く評價することも現實にはある。和牛の品種改良事業と農家の經濟とに連なる、畜産農業協同組合の幹部の一つの悩みである。

三 和牛飼養經營

(1) 概況 鳥取縣では農家のうちの位の割合のものが和牛を飼つてゐるか、を統計的にみると、統計上の推計ではこの割合は五五%であり、廣島縣の四七%に比較してみるとより高率である。廣島縣の和牛飼養農家のうちでは、五反未満の規模の農家が三〇・五%の比較的高い割合を示し、一町以上では反つてその割合が低くなつてゐるのに對し、鳥取縣では五反未満規模の農家の飼養が少く、比較的規模の大きい農家の和牛飼養が多い。これは廣島縣の方が總農家のうち五反未満規模の農家の割合が高い（廣島縣五七%、鳥取縣三六%）という山陽山陰の相違からも理解されねばならない。なおこのことは一戸當飼養規模が鳥取縣に於てやや大であることにもあらわれてゐる。

第5表 鳥取縣における和牛飼養

Ⅰ 經營耕地廣狹別總農家戸數における和牛飼養戸數割合

	經營 耕 地 廣 狹 別				總 數
	5反未満	5反～1町	1町～2町	2町以上	
鳥 取 縣 (昭和24)	20	77	72	63	55
廣 島 縣 (昭和24)	25	79	68	89	47

(註) 經營耕地廣狹別農家戸數は世界農業センサス(1950)より。
經營耕地廣狹別和牛飼養戸數は家畜センサス(昭和24年)より。

Ⅱ 和牛飼養戸數における經營耕地廣狹別割合

	經營 耕 地 廣 狹 別					總 數
	0	5反未満	5反～1町	1町～2町	2町以上	
鳥 取 縣	0.0	13.3	53.9	32.1	0.7	100.0
廣 島 縣	-	30.5	53.6	15.6	0.3	100.0

(註) 家畜センサスより。

Ⅲ 和牛飼養戸數における頭數別割合

	飼 養 頭 數 別				總 數
	1 頭	2 頭	3～4 頭	5 頭以上	
鳥 取 縣 (昭和10)	67.6	23.7	7.9	0.8	100.0
同 (昭和24)	66.3	27.1	6.4	0.2	100.0
廣 島 縣 (昭和24)	85.6	12.4	2.0	0.0	100.0

(註) 家畜センサス及び鳥取縣畜産課資料より。

仔牛の生産と流通に関する若干の考察

鳥取縣八頭郡では、七一%の農家が七、六〇〇餘頭の和牛を飼養しているが〔世界農業センサス〕によると、牝牛は約六、五〇〇頭で、そのうち蕃殖種牝牛(三歳・八歳)が約五、二〇〇頭で、他は育成中のものとなつてゐる。牛の年々の更新は一、二〇〇頭位で、これら老廢牛は結局福知山(六割位)、京都・地元(の屠場)で肉となる。特に肥育することは一般には行われない。牝牛は種牝牛及びその育成中のものの外は、山村などで駄鞍用に使用されたり、土質の特に粘重なところで農耕用に使用されたり、又使役後肥育用牛として賣られたりするために飼われる。大正末期ま

では鞍下牛として約三〇〇頭が平坦水田地帯へ初夏六月の農繁期間に移動したが、最近では一〇〇頭ぐらいになつてゐるという。これは四歳以上の和牛が家畜商の介在により賃貸されるもので、この一カ月間で現在では農家の手取り三、〇〇〇圓、牛糧として麥一斗位の収入になるという（八頭郡畜協にて聴取）。

和牛の飼料は、春から秋にかけては青草やれんげ草などの生草類と藁などが主で、冬期間間は稲藁・麥稈・乾草・大根菜・油菜のさやなどの副産物又は經營殘滓物のほか、自給の糠を一日五合乃至一升位給與せられる。その他母牛は春期三〇日、秋期二〇日位使役されるが、使役日には麥一升位が増飼され、犢はせり賣までに麥二斗位が給與される。これらの飼料は主として自給されるもので、飼料を購入する場合があつても、その量は決して多くない。

今回の調査では預託について詳かにし得なかつたが、現在では餘り大きな問題のように思われなかつた、ただ但馬（兵庫縣）の縣境に近い村々に、但馬の家畜商による二歳から三・四歳までの預託牛が二〇〇頭位いるという話であつた。

(2) 經營耕地面積と養畜 昭和二五年度（二五・四・二・六・三・三）の農家經濟調査の鳥取縣集計より、經營耕地面積規模と養畜との結びつきをみることにする（第六表）。

事業収入（農業經營における各部門収入と、林業収入を主とした農外収入を含む）における養畜部門収入割合は（いずれも現金収入）、經營する耕地が狭くなるにしたがつてウェイトを増し、農外収入も同様な傾向を見せるが、米麥作、養蠶部門などはこれと逆の傾向を示している。しかし養畜収入實額からみると、五反一町規模の農家に最高で、五反未満規模の農家になると逆轉して最低となつてゐる。またこれら農家の養畜収入の内譯をみると、養鶏及び育成畜、肉畜

第6表 農家經濟調査における養畜收入(昭和25年度)

I 鳥取縣集計

區 分				經 營 耕 地 廣 狹 別				
				5反未満	5反～1町	1町～1.5町	1.5町～2町	2町以上
事業収入割合	米	麥	作	%	%	%	%	%
	養		藎	6.3	33.8	37.6	58.1	47.5
	果		樹	-	3.0	2.6	6.1	24.5
	養		畜	-	6.9	15.5	-	1.9
				24.7	23.1	8.4	6.3	5.3
養畜收入割合	農	外	入	39.9	20.9	16.1	5.5	3.6
	合	收	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
養畜收入割合	牛		乳	%	%	%	%	%
	鷄		畜	0.1	0.3	-	-	-
	仔		肉	57.6	54.3	39.5	36.3	18.3
	育	成	畜	7.7	33.2	53.4	57.1	81.0
	そ	の	他	26.8	6.1	0.5	6.4	0.7
	合		計	5.0	0.5	6.6	0.2	0.7
養畜収入額				円 9,843	円 28,325	円 16,390	円 13,478	円 13,588

(註) いずれも現金。

II 地域間の比較

比較項目、地域別				經 營 耕 地 廣 狹 別				
				5反未満	5反～1町	1～1.5町	1.5～2町	2町以上
事業収入における養畜収入割合	山	村		%	%	%	%	%
	平	水	田	33.7	13.9	0.1	-	-
養畜収入における課内	山	村	牛	56.4	7.7	8.6	6.2	6.2
			鷄					
			仔					
			育					
			成					
			畜					
			肉					
			畜					
			他					
			計					
養畜収入額	山	村	牛	0.7	-	-	-	-
			鷄	7.1	37.9	100	-	-
			仔	-	62.1	-	-	-
			育	73.7	-	-	-	-
飼料費	山	村	成	18.5	-	-	-	-
			畜					
			肉					
			畜					
養畜収入額	平	水	牛	-	3.5	-	-	0.7
		田	鷄	100.0	23.6	34.4	14.7	99.3
			仔	-	72.9	43.3	84.9	-
			育	-	-	-	-	-
飼料費	山	村	成	-	-	22.3	0.4	-
			畜					
			肉					
			畜					
養畜収入額	山	村	牛	円 50,175	円 45,869	円 105	円 -	円 -
	平	水	田	13,255	10,199	21,256	12,988	12,130
飼料費	山	村	牛	4,815	11,025	-	-	-
	平	水	田	14,804	2,105	5,051	1,047	-

(註) 山村は1カ村8戸集計。平坦水田村は2カ村18戸集計。

仔牛の生産と流通に関する若干の考察

収入は經營する耕地が狭いほどウエイトが大で、仔畜収入はこれと逆の傾向をみとめることが出来る。要するに經營する耕地が狭いほど、養鶏・養豚・牛の育成又は肥育などで現金収入を上げる努力がなされ、經營收入のうち養畜收入のウエイトも大であるが、耕地の比較的広い農家に於ては仔畜の生産がなされるが、養畜收入のウエイトは小である。また五反未満規模の農家では、いま述べたような意味での養畜經營も一般には困難である。

地域間の相違をみるために、山村と鳥取市近傍の平坦水田村とに分けてみる。山村では、五反未満規模の農家に和牛の育成又は肥育、五反一町規模の農家に犢生産が重點的に行われているのに對して、交通地位に比較的惠れた平坦水田村では、五反未満規模の農家に養鶏、五反以上規模の農家に仔畜生産、二町以上規模農家では再び養鶏に重點がおかれている。また養畜收入實額をみると、山村では五反未満農家に最高で耕地面積が廣くなるにつれてやや低くなるが、平坦水田村では一町以上規模の農家にむしろ高くなっている。耕地面積の狭い農家は、山村では和牛の育成又は肥育を選ぶが、平坦水田村では養鶏を選ぶこと、前者では養畜收入額が耕地面積の廣い農家よりも大になつてゐること、などがわかる。これは牧野・採草地の有無、他業收入機會の有無、農産物流通上の交通地位などの立地條件の觀點からも理解されなければならない。

(3) 和牛飼養農家の考え方 八頭郡における二カ村の各一部落について、各々數戸の農家の經營について聴取調査を行つたので、和牛飼養についての考え方を述べてみる。

農家は、經營耕地面積が狭いほど現金收益の増加を期待して和牛を飼養してをり、次第に耕地面積が廣くなるにつれて地力の増進や畜力の利用を主として飼われるようになる(第7表)。このことは、經營耕地五反未満規模の農家に

第7表 和牛飼養經營に對する農家の考え方
設問に對する農家の評價（順位を以て示す）

設 問 の 項 目		評 価 の 順 位 (經營耕地面積別)		
		5反未満	5反~1町	1町以上
和牛飼養の理由	A {	イ. 現金収益の増加	Ⅰ	Ⅲ
		ロ. 地力の増進	Ⅱ	Ⅰ
		ハ. 畜力の利用	…	Ⅱ
	B {	イ. 耕地が狭いから	Ⅰ	…
		ロ. 他に有利なものがないから	Ⅱ	…
		ハ. 農業労働の軽減、分配の均等化を図るため	…	Ⅰ
	ニ. 林野、放牧地があるから	…	Ⅱ	
有利に經營するた めのコツ	C {	イ. 牛を周到に管理する	…	Ⅰ
		ロ. 良い牛を見分ける眼がある	Ⅰ	…
		ハ. 飼料給與を上手にやる	…	Ⅰ
		ニ. 成可く自給飼料で飼う	Ⅱ	…
		ホ. 購入飼料を安く購う	…	…
		ヘ. 牛の價格や取引事情に通曉する	…	…

(註) 鳥取縣八頭郡佐治村津無4戸、同安部村目下部6戸、計10戸の聴取調査より。

仔牛の生産と流通に關する若干の考察

おける若牝牛の育成、一町以上規模の如き農家における種牝牛の役利用及び犢の生産となつて、現實にあらわれる。育成とは生後一年半乃至二年の若牝牛に仕立てて販賣すること、生後六カ月の牝犢を購入した場合には一年乃至一年半、生後一年のものであれば半年乃至一年の期間育成するもので、種牝牛の飼養すなわち犢生産よりも手間がかかる。種牝牛の育成も行われるが、これは主として家畜商によつてなされる。種牝牛は、經營規模や耕地條件によつて異なるが、大略年間五〇日使役され、また犢を生産するが、經營規模の大きい農家にとつては犢生産は言わば第二義的なものとなる。更に概ねその中間規模の農家では、自家産の犢を育成して販賣するか、別に他の一頭を購入して育成するかなどが實施され、またはそのように農家が思考していることを聴き取ることが出来る。なお犢

の購入、および育成牛の販賣は、多くは農家の選ぶ特定の地元商人の手を経るが、現状では兩者間の利害關係の對立は餘り見受けられない。犢のせり賣買が普及徹底しているからであらう。しかし、家畜商はそれらの取引先農家を未だ「厩先^{ふさき}」と呼んでいる。

耕地が狭い農家では、若牝牛の育成に主眼がおかれるが、高價に賣れる若牝牛に仕立てるためには、牛の良否を見分ける「眼」があることが有利な經營の條件であり、またなるべく自給飼料の範圍で育成することが望まれている。

育成は野草の利用出来る所にしか有利には行われないうし、このために肉牛肥育は餘り行われていない。これは、犢の如く取引がせり市場を通じて合理化されていないことも關連する。肉牛の有利な市場取引は鳥取縣でも古くからその必要性が痛感され、合理化への試みがなされてきたが、未だ成功していない。それだから鳥取縣の和牛飼養が犢の生産に重點が置かれて來たのかも知れない。また比較的耕地面積に餘裕のある農家では、手間のかかる育成よりも、畜力利用を主眼とする種牝牛が飼養されるが、産犢が高價に賣れるためには、良き母牛の選択が必要で、このために矢張り牛の良否を見分ける「眼」のあることが必要とされる。飼料や牛の取引に對しては、自給飼料を主とするところ、犢の市場取引が發達していること、などを反映して現状肯定的な多くの農家では餘り關心が拂われていない。なお經營改善の方向として、經營耕地の狭い農家では、一頭育成より二頭へ、より良い牛へ、林野の放牧利用への關心が見られ、耕地の比較的廣い農家ではよき牛への關心がうかがわれる。ここで良き牛とは高價に賣れるような牛という意味である。

最後に考えて見度いことは、犢生産經營の集約化の方向である。前に述べたように、耕地面積の狭い農家では若牛の育成に對する關心が大であるが、それは、肉牛の肥育をしたいが、市場關係や飼料の購入等の條件が備わらぬため

現状に於ては實施出来ないからでもある。若牝牛の育成は種牝牛飼養に比べて勞働集約的であり、また資金の回収も比較的早い。更に飼養經營の損益がはつきりと農家のまゑに示される。勿論、自家勞働や自給飼料を如何に評價するか、については問題があるが、育成若牛の販賣價額から犢の購入價額を引いた差額は、それらが換金されたものであると考えれば、それらの價値を逆算することも可能であろう。したがつて、農家自らの經濟計算によつて、養畜部門經營の合理化のための對策も立ち易い。ところが種牝牛飼養は、より長期の計算期間を必要とし、且つその畜力と厩肥とが相對的に重要視されるから、農家自らが損益を勘定することは必ずしも容易でない。結局、種牝牛飼養を長期的にみて合理的なものたらしめようと思はざるを得ない。これは、優秀牛の造成、共進會出品用の牛の造成として現われるか、畜力及び厩肥の過大評價として現われざるを得ないのではないかと思はれる。役畜としても必要だが、用畜としても和牛を飼いたいという矛盾が、一頭の種牝牛飼養のなかに感じられる。耕地面積の比較的大きい農家のなにも、犢を購入して若牛に仕立てることを選ぶものもある。これを別の言葉で言えば、犢の生産という養畜形態は、廣大な放牧地にでも恵まれない限り分化・獨立し得ないものであり、役畜の副産物生産とならざるを得ない。これを養畜經營として収益性高きものたらしめるには、農家は優良品種牛造成家たらざるを得なく、または家畜商人的たらざるを得ない。和牛犢生産經營の集約化は現實にこのような傾向をとつていと思はれる。